

公立大学法人埼玉県立大学基本理念特別表彰規程

平成28年 5月23日
規 程 第 1 3 4 号

(趣旨)

第1条 この規程は、埼玉県立大学（以下「本学」という。）の基本理念である陶冶・進取・創発を具現化し、教育・研究や社会貢献等で特色ある顕著な業績をあげた者の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 表彰の名称は「埼玉県立大学基本理念特別表彰」とする。

(対象)

第3条 表彰の対象は、次の各号のいずれかに該当し、本学の基本理念を実践し、優れた活動実績や業績を収め、本学の名声を高めた者（その者が代表する団体を含む。）とする。

- 一 本学の教職員（非常勤職員、非常勤講師、臨時職員、特任教員等を含む。）
- 二 本学の卒業生又は修了生
- 三 その他本学にゆかりのある者

(選考手続)

第4条 学長、副学長及び事務局長は、前条に該当し表彰にふさわしい候補者を理事長に推薦することができる。

- 2 前項の推薦を受理した理事長は、学長、副学長及び事務局長と協議の上、当該候補者を表彰すべきか決定する。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、理事長が表彰状を授与して行い、記念品を添えることができる。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、必要に応じて随時行う。

- 2 表彰を受けるべき者が表彰前に死亡したときは、生前の日付に遡って表彰することができる。

(事務)

第7条 表彰に関する事務は、事務局企画・情報担当において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成28年5月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。